

同等品承認申請実施要領（申請者用）

同等品にて応札予定の場合は、下記のとおり審査を実施しますのでよろしくお願い致します。

記

1 同等品の定義

仕様、規格（形状、材質等）、図面又は試験条項が例示品と同等以上であるもの、又は、技術的に判断して使用上相互に匹敵するもので物品管理上同一品目として取り扱うことを適当とするものをいいます。

2 提出先

鹿屋航空基地隊経理隊契約班に提出してください。

3 提出書類

(1) 同等品承認申請書（指定様式） 3部

(2) 見積書 3部

(3) カタログ又はその基本性能を証明する書類 3部

(4) 機能・性能比較表 3部

（様式適宜：仕様内容の説明が簡潔に記載されているもので、官側が書面上でその仕様内容を調達要求品と容易に比較できるもの。）

※ただし、上記書類と合わせて現品の持ち込みも可能です。

(5) 品質保証書（試験成績証明書）等 3部

（必要時：官側で同等品の判断が困難な品目については、当該同等品の品質を保証する根拠となる書面を求める場合があります。）

※ただし、上記書類と合わせて現品の持ち込みも可能です。

4 その他

(1) 同等品の申請については、別途示した期日までに提出してください。※申請期限を過ぎた申請については、同等品として審査は実施しませんのでご注意ください。

(2) 同等品確認を実施する際、仕様内容の説明を求める場合があります。

(3) 審査結果については、契約班より審査結果を連絡させていただきます。なお、審査結果が入札（見積）日の前日までに連絡が来ない場合は、契約班までご連絡ください。

(4) その他、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

〒893 - 8510 鹿児島県鹿屋市西原3丁目11番2号
海上自衛隊鹿屋航空基地隊経理隊契約班
TEL：0994 - 43 - 3111（内線：2446、2440、2450）
FAX：0994 - 42 - 2586